

新潟県人口問題対策会議 産業振興戦略チーム 設置要綱

平成 25 年 5 月 31 日施行

平成 26 年 9 月 10 日改正

平成 27 年 8 月 25 日改正

(設置)

第 1 条 新潟県人口問題対策会議設置要綱第 2 条第 2 項に基づき、本県の人口問題対策に係る産業振興戦略について検討するため、産業振興戦略チーム（以下「戦略チーム」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 戦略チームは、次の事項の実現を目指して、必要な対応策の検討を行う。

- (1) 若年者雇用のミスマッチ解消
- (2) 若年層にとって魅力ある雇用の場の確保

(構成等)

第 3 条 戦略チームは、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員が欠席する場合、委員の所属団体から代理が出席することができる。

- 2 戦略チームの会議の座長は、委員の互選により選出する。

(会議の進行等)

第 4 条 戦略チームの会議の進行は座長が当たり、支障があるときは、座長が指定する者がこれに当たる。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 戦略チームの事務局は、産業労働観光部産業政策課が行うものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から実施する。

附 則 改正後の要綱は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。

(別表)

【委員】

(庁内)

- ・知事政策局 政策監
- ・産業労働観光部 産業政策課長
- ・ 〃 産業振興課長
- ・ 〃 商業・地場産業振興課長
- ・ 〃 産業立地課長
- ・ 〃 労政雇用課長
- ・ 〃 職業能力開発課長
- ・ 〃 観光局 交流企画課長
- ・ 〃 〃 観光振興課長
- ・農林水産部 副部長・農業総務課長
- ・ 〃 地域農政推進課長
- ・ 〃 経営普及課長
- ・土木部 副部長・監理課長
- ・交通政策局 交通政策課長

(外部有識者)

- ・大谷 聡 (燕市 商工観光部 商工振興課長)
- ・樋口 一 (南魚沼市 産業振興部 農林課長)
- ・中野 太郎 (新潟経済同友会 百年後委員会 副委員長)
- ・尾島 進 (一般財団法人新潟経済社会リサーチセンター 主席研究員)
- ・長谷川 雪子 (新潟大学 経済学部 准教授)